

## 蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを推進し、地域防犯のために必要な箇所に防犯カメラを設置するものに対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、街頭犯罪、侵入盗等の防止を目的として、主に道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を備えたものとする。

### (補助金対象者)

第3条 この要綱の補助金対象となるものは、次の各号に掲げる団体（以下「総代区等」という。）とする。

- (1) 総代区
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合
- (3) その他市長が認める団体

2 前項に掲げる団体は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 蒲郡市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成27年10月1日制定）に適合した防犯カメラの運用要領を策定していること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲内に居住する者及びその建物を所有する者から、防犯カメラの設置についての同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラの設置について、所有権、賃借権等の設置に係る権原を有していること。

### (補助金対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）は、防犯カメラを設置するために必要な費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料

- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 既存の設備の撤去に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金対象経費として不相当と認めるもの  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額の補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

申請者（補助対象者）	補助率	補助限度額
総代区	4 / 5	40万円
商店街振興組合	1 / 2	25万円
その他市長が認める団体		

(交付申請)

第6条 総代区等の長は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が総代区等の総意であることを証する総会等の会議録の写し
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書
- (3) 防犯カメラ及びその表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象範囲内を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様がわかる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 補助金の申請は、同一年度内において、1箇所1回を限度とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を

審査し、補助金の交付を適当と認めたときには、速やかに交付の決定をし、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を蒲郡市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 第6条の規定による補助金の交付申請をした者（以下「補助金交付申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更）

第9条 補助金交付申請者が、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後において、当該事業の計画変更をしようとするときは、必要な書類を添えて蒲郡市防犯カメラ設置費補助金事業計画変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（変更決定通知）

第11条 市長は、前2条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消したときは、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金変更決定通知書（第5号様式）又はその旨を記載した書面により補助金交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金交付決定者は、防犯カメラの設置が完了したときは、蒲郡市防犯

カメラ設置費補助金事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該防犯カメラの設置が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及びその表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等  
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容（これに条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金確定通知書（第7号様式）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第14条 前条の規定による確定通知書を受けた補助金交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助金交付団体は、当該事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助金の対象となった防犯カメラは、設置後3年間は、撤去又は移設をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 補助金交付団体は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により承認を受けた補助金交付団体に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。



蒲 第 号

申 請 者  
所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付け（第 号）で交付申請のあった蒲郡市防犯カメラ設置費補助金について、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定する。

年 月 日

蒲郡市長



記

- 1 この補助金等の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付（第号）による申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金等の額	金	円
- 3 別に定める防犯カメラの運用要領を遵守すること。
- 4 補助に付する条件は別紙のとおりとする。

- 注意
- 1 計画変更が必要となった場合は、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金事業計画変更届（第4号様式）を提出してください。
  - 2 工事が完了したときは、速やかに蒲郡市防犯カメラ設置費補助金事業実績報告書（第6号様式）を提出してください。
  - 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により市の監査委員が当該事業等に係る出納その他について監査する場合があります。

蒲 第 号

申 請 者  
所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付け（第 号）で交付申請のあった蒲郡市防犯カメラ設置費補助金について、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、交付しないことに決定する。

年 月 日

蒲郡市長



- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、蒲郡市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において蒲郡市を代表する者は、蒲郡市長となります。）。

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申 請 者  
所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金事業計画変更届

年 月 日付け蒲 第 号により交付決定された補助事業  
につき、次のとおり変更の申請をいたします。

記

変更の事項	
変更の理由	

蒲 第 号

補助金交付決定者

所在地

団体名

代表者名

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金変更決定通知書

年 月 日付け蒲 第 号で通知した交付決定を、下記のとおり  
変更する。

年 月 日

蒲郡市長



記

変更決定の事項	
変更決定の理由	

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助金交付決定者

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金事業実績報告書

年 月 日付け蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた蒲郡市防犯カメラ設置費補助金について、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 補助事業施行期間 着手 年 月 日  
完了 年 月 日

2 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

蒲 第 号

補助金交付決定者

所在地

団体名

代表者名

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金確定通知書

年 月 日付け（第 号）で実績報告のあった蒲郡市防犯カメラ設置費補助金について、蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり確定する。

年 月 日

蒲郡市長



記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 金 | 円 |

第8号様式（第14条関係）

蒲郡市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた蒲郡市防犯カメラ設置費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

振 込 先 口 座 名		
フリガナ 口座名義人		
金融機関名	銀行 信用金庫	店
	農協 信用組合	
口座番号	普通・当座	